

給与及び退職金の支給基準

役員[○]の給与及び退職金の支給基準

○給与（平成31年4月現在）

・給与

月額により支給

| 役職 | 給料月額 |
|------|-------|
| 理事長 | 895千円 |
| 副理事長 | 818千円 |

・地域手当

給料月額×0.20

・通勤手当

一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号）第12条の規定に準じて支給

・期末手当及び勤勉手当

一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号）第19条の4及び第19条の7の規定に準じて支給

※非常勤役員（監事）については給料のみ月額19,600円を支給

○退職金

退職日における給料月額×0.20×在職期間（月数）

※常勤役員のみ支給

職員[○]の給与及び退職金の支給基準

一般職の国家公務員の例による。